

令和 2 年 6 月 23 日

第 3 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議事日程

6月23日（最終日）

- 日程第1 議案第45号 南知多町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第46号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第47号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第48号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第49号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第50号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第51号 南知多町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第52号 南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第53号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第54号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第55号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議員派遣の件について
- 日程第13 閉会中の継続審査（調査）について

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員（なし）

#### 4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈
防災安全課長	滝本功	税務課長	神谷和伸
企画部長	鈴木茂夫	企画課長	高田順平
検査財政課長	山下忠仁	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木淳二	建設課長	山本剛
産業振興課長	奥川広康	水道課長	坂本有二
厚生部長	大岩幹治	福祉課長	相川和英
環境課長	富田和彦	保健介護課長	田中直之
住民課長	宮地利佳	教育長	高橋篤
教育部長	山下雅弘	学校教育課長	石黒俊光
社会教育課長	森崇史	学校給食センター所長	山本剛資
会計管理者 兼出納室長	山本有里		

#### 5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大久保美保	主査	小坂有一
--------	-------	----	------

[ 開議 9時30分 ]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

去る6月11日、12日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査を頂き、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

---

日程第1 議案第45号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第1、議案第45号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第45号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月17日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、固定資産税関係で事業所等の土地は特例対象になるのか。答弁としまして、対象にはなりません。

次の質疑としまして、令和2年2月から10月までの任意の3か月とは、連続でなくてもよいか。答弁としまして、連続した3か月になります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第46号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について

### ○議長(藤井満久君)

日程第2、議案第46号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

### ○総務建設委員長(鈴木浩二君)

ただいま上程されました議案第46号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

### ○議長(藤井満久君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第46号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第47号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

#### ○議長(藤井満久君)

日程第3、議案第47号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

#### ○総務建設委員長(鈴木浩二君)

ただいま上程されました議案第47号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長(藤井満久君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第47号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第48号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 について

##### ○議長（藤井満久君）

日程第4、議案第48号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

##### ○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第48号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、勤務年数20年以上の団長及び副団長の補償基礎額の改定がないのはなぜか。答弁としまして、補償基礎額は公安職の俸給表を基に算出しており、その根拠

となる国家公務員の給与改定において対象となる号給に改定がなかったためです。

次の質疑としまして、補償基礎額の増額に応じて掛金も増額するのか。答弁としまして、消防団員は1人当たり一律年間1,900円のため、増額はありません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第48号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第49号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第5、議案第49号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）



ただいま上程されました議案第49号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月15日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、適用除外とする者に、法令の規定により、この条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者とあるが、どのような方を想定しているのか。答弁としまして、他の制度の給付を受けられる方や難病法による医療など、他の公費による給付を受けられる方を想定しています。

次の質疑としまして、「療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に改めているが、何か変わるのか。答弁としまして、内容に変更はありません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第49号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第50号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正  
する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第6、議案第50号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第50号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、中国残留邦人等に係る受給資格者の範囲を改正しているが、何か変わるのか。答弁としまして、医療支援給付を受けられる中国残留邦人等が適用除外であることに変更はありません。

次の質疑としまして、中国残留邦人等の適用除外について、附則に同様な記載があるが、削除しなくていいのか。答弁としまして、附則の記載は経過措置の規定であるため、削除の必要はありません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第50号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第51号 南知多町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第7、議案第51号 南知多町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第51号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第51号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第8 議案第52号 南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について**

**○議長（藤井満久君）**

日程第8、議案第52号 南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）**

ただいま上程されました議案第52号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（藤井満久君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第52号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第53号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

##### ○議長（藤井満久君）

日程第9、議案第53号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

##### ○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第53号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、介護保険料軽減強化の対象となる第1段階から第3段階の被保険者は何名いるか。答弁としまして、令和2年4月1日現在において、第1段階の方は1,094名、第2段階の方は529名、第3段階の方は365名の合計1,988名です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

##### ○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第53号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第10 議案第54号 令和2年度南知多町一般会計補正予算(第5号)

### ○議長(藤井満久君)

日程第10、議案第54号 令和2年度南知多町一般会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

### ○文教厚生委員長(石垣菊蔵君)

ただいま上程されました議案第54号に対する当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

住民課関係について、質疑としまして、会計年度任用職員の雇用条件は何か。答弁としまして、1日7時間で週5日の戸籍住民係に勤務する窓口事務です。

保健介護課関係について、質疑としまして、柔道整復師に対する地域医療提供体制応援交付金の周知や申請方法をどのように行う予定か。答弁としまして、町公式ホームページへの掲載を行い、公益社団法人愛知県柔道整復師会に確認が取れている町内の接骨院については個別に周知し、申請方法を説明します。

学校教育課関係について、質疑としまして、加湿器はどの教室に設置するのか。答弁としまして、各小・中学校の普通教室に設置します。

次の質疑としまして、電源キャビネットは何台設置するのか。答弁としまして、設置台数は、各学校で異なりますが、全児童・生徒のタブレットが一度に充電可能な台数を設置する計画です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

続いて、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第54号に対して、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第54号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第11 議案第55号 令和2年度南知多町一般会計補正予算(第6号)**

**○議長(藤井満久君)**

日程第11、議案第55号 令和2年度南知多町一般会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

**○総務建設委員長(鈴木浩二君)**

ただいま上程されました議案第55号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

地域振興課関係について、質疑としまして、「関係人口創出・拡大事業」モデル事業講師等報償の内訳はどのようなものか。答弁としまして、名古屋圏と首都圏で事業説明会及び4回のワークショップと、現地篠島でのワークショップ2回の合計12回分の講師、運営スタッフ及びアドバイザーの謝金、並びに講師等の旅費相当分です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長(藤井満久君)**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。



これをもって討論を終了いたします。

これより議案第55号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議員派遣の件について

### ○議長（藤井満久君）

日程第12、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議席に配付いたしました議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議席に配付いたしました議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

---

## 日程第13 閉会中の継続審査（調査）について

### ○議長（藤井満久君）

日程第13、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長から、所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

---

### ○議長（藤井満久君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年第3回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん、どうも御苦

労さまでした。

[ 閉会 9時57分 ]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 松 本 保

署 名 議 員 榎 戸 陵 友